

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1999.4.10発行〈通巻第282号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 関西労働者安全センター第19回総会を成功させよう！ 2
- じん肺問題への取り組みを進めよう 3
- 1999年入管法改定に反対する 7
- ダイオキシンのお話 その8 10
- 前線から(ニュース) 14

5年目の労災請求に支給決定 豊中／社保扱い強要の労災隠しに抗議 RINK・兵庫／いったんやめたが、1年後に労災請求 生野／公災予防対策で研修会 摂津／上肢作業障害労災認定基準に対する見解を検討 産衛学会頸肩腕障害研究会

3月の新聞記事から／19

表紙／東京・日の出町谷戸沢ゴミ処分場：1998年1月周辺土壤から高濃度のダイオキシンを検出

'99 4

関西労働者安全センター第19回総会を 成功させよう！

関西労働者安全センター運営協議会
議長 岡田義雄

本年度の総会を下記の通り開催いたします。

続く不況により「経済回復」という大儀の前に労働者個々の諸権利は踏みにじられ、使用者側は「解雇」をちらつかせながら労働者をコントロールしようとして、労働者の権利どころかしばしば人格をも認めようとしません。そのような悪条件の中、個々が「いのちと健康」を守るのは容易ではなく、ますます労働者の団結、そして運動としての力が必要になっていきます。

こうした情勢をふまえ本年度総会では、いかに私たちの「いのちと健康」を守っていくのか、権利の保障を実現していくのか、1年間の活動を総括し、今年度の運動方針を議論し、確認していくたいと考えます。

また、岡山大学医学部講師の津田敏秀氏をお招きし記念講演をしていただきます。「原因究明の科学と医学」と題して、職業病・公害病などの因果関係を科学的に解明する方法である疫学とその実践について興味深い話が聞けることと思います。

皆様の積極的なご参加をお願い申し上げます。

-記-

日 時：5月22日（土）午後1時30分～午後4時30分

場 所：部落解放センター（JR環状線芦原橋駅下車 徒歩5分）

◆記念講演 「原因究明の科学と医学」

講師 津田敏秀氏

岡山大学医学部衛生学教室講師。かつて南大阪労働フィールド合宿にも参加した経験のある疫学と労働衛生のエキスパート。じん肺や水俣病の裁判において原告側証人として証言台にも立つ。40歳。

じん肺問題への取り組みを進めよう

■ つづく管理区分申請

昨年10月におこなったじん肺肺がんアスベストホットラインの相談者の管理区分申請結果がこの間でできているとともに、現在、相談者の知り合い1名、トンネル工事従事者2名の随時申請などに協力している。これらをかいづまんで報告していきたい。

ハツリ労働者のじん肺

Mさん（47歳男性）は約30年間建設、解体現場でハツリ作業についてきたベテランである。阪神大震災復興工事中の1995年9月から1996年4月まで結核にかかるて入院した。その後もハツリの現場で働いてきた。ホットラインに電話をするまでじん肺の労災補償については知らなかつたという。

管理区分申請を大阪労基局に行い、昨年11月に「管理2」と決定された。幸いじん肺の症状は軽い。ところがMさんの聞き取りによれば、Mさんが住んでいる地域はこうしたハツリ作業労働者が多く居住しており、じん肺で困っている労働者もいるのだということだった。

その後Mさんの紹介でNさん（55歳男性）が相談に来られた。Nさんの作業歴はMさんより長く約36年。10年ほど前から

健康診断でじん肺を指摘されていた。最近は、手足がだるい、咳、息切れといった症状が強くなっていた。過去の検診でじん肺は指摘されても労災に関する情報は会社側からは何もなく、じん肺の管理区分申請も経験がなかった。2月初旬にMさんと同様に管理区分申請を大阪労基局に行った。じん肺検診の結果、主治医は療養が必要な状態であると診断している。現在、結果を待ちだが、要療養と認められれば労災請求の予定である。

2名の申請からわかるのは、第1にハツリ作業者など都市労働者のじん肺への労災補償・安衛対策が遅れているということである。第2にお二人とも何度も医療機関にかかりながら1度もじん肺の療養や補償に関して適切なアドバイスをもらえていないことである。

じん肺に関しては都会は「無医村同然だ」という人もいて、そんな実態を反映していると思われる。

トンネル労働者のじん肺

Hさん（58歳男性）は1957年から1961年にかけて4年余りトンネル工事などの粉じん作業に従事し、その後、製鉄所で約2年働いた経験がある他は、粉じん職場らしいところでは働いていなかった。ところが

1988年に結核で5ヶ月入院した。その後、もう一度結核で療養したことがあったがどちらのときも労災保険のことは知らなかつたため、補償は受けられなかつたという。家族が新聞記事をみてホットラインに相談してこられたのだった。

じん肺検診を受け大阪労基局に管理区分申請、3月に「管理3のイ」の決定を受け、健康管理手帳の交付を申請している。幸いいまのところ療養が必要な状態ではない。職歴は短くてもじん肺という病気はあなどれない。トンネル工事では主に珪酸粉じんに曝露するが、これはもっとも有害性が強いとされているのである。

Iさん（67歳男性）は1960年から約3年間トンネル工事に従事、最近は咳、たん症状に加えて階段昇降時など労作時の息切れが強くなり、かつての同僚の紹介でじん肺検診を受け居住地を管轄する岐阜労基局に管理区分申請した。3月、管理3のイ、合併症・続発性気管支炎、要療養の決定を受けた。現在、労災請求の手続きに入っている。

Kさん（71歳男性）は1951年頃から土木建設工事に従事、特に1951年から1967年にかけて通算6年余りトンネル工事に就労した。じん肺に多発性のう胞を合併して現在入院治療中で、肺機能が低下して在宅酸素療法を必要としている。福井労基局に管理区分申請したところ3月に管理3のイとの決定を受けた。しかし、主治医は著しい肺機能障害があることから療養が必要と診断しているにもかかわらず、不当にも管理区分決定では「療養否」と判定されたため、現在、対応を検討しているところだ。

断熱保温労働者のアスベスト肺

Mさん（75歳男性）は、1967年頃から約23年間、断熱保温工事でアスベスト作業に従事した。火力発電所、原子力発電所、化学プラントなどの新設、補修にたずさわった。65歳の時に喘息で入院し、じん肺だと主治医に言われたが、労災に関する指導はなかった。以来、何の手続きをしたこともなく、管理区分決定も一度も受けていなかつた。ホットラインに相談にこられて以降、医療機関への受診、職歴調査など管理区分申請にむけて準備している。

いまなおじん肺は最大の職業病であり、この間の経験をもとに今後さらに相談活動を継続していくとともに行政、企業に対する取り組みを進めていきたいと考えている。

■ じん肺肺がん問題

米国NTPも発ガン性認定の方向

昨年12月に福岡地裁におけるじん肺肺がん訴訟において原告敗訴の不当判決が出されたが、この裁判の過程で米国の専門家ゴールドスミス博士が、国側が提出して御用学者の意見書を徹底的に批判したことを本誌1月号で報告した。

じん肺肺がんの労災認定問題をめぐっては、珪酸粉じん（結晶性シリカ）の発ガン性についてIARC（国際がん研究機関）がグループ1「ヒトに対して発ガン性がある」に格上げしたことがこの間のもっとも大きな

焦点になっている。IARCは国際的にもっとも権威があるとされており、IARCの決定は最終結論といえるものである。

IARCの決定を受けて各国の専門機関、政府機関がどのように対応していくのかが今、注目されている。そんな中、責任の一一番重い政府・労働省がIARC決定から2年たった今でも知らぬ顔を決め込んでいるのは呆れるばかりである。

日本の学界では日本産業衛生学会の許容濃度委員会が発ガン物質分類表を公表しているが、その中で結晶性シリカを第2群A「人間に対しておそらく発がん性がある物質で、証拠がより十分な物質」に分類しているのを今後どうするのかという問題がある。許容濃度委員会はIARCの発ガン性分類を基本においているので、結晶性シリカが第1群「人間に対して発がん性のある物質」分類変更されるのは時間の問題と思われる。

一方、米国の国家毒性プログラム（NTP）が作成し公表している現行の発ガン性物質レポートは、発ガン性があると考えられる薬剤、物質、混合物、曝露環境について「ヒトに対して発ガン性がある (known to be human carcinogens)」と「ヒトに対して発ガン性があると合理的に推測される (reasonably anticipated to be human carcinogens)」に分類してその内容を公表している。

結晶性シリカは現行の第8版では後者に分類されており、このことは日本の労働省が、じん肺肺がんの因果関係や結晶性シリカの発ガン性の因果関係を「不確定」と主張する「理由」の一つにしているもの。

ところが、IARCの変更を受けてNTPでは次の第9版にむけての検討のなかで結晶性シリカの格上げについて検討が進んでいる。結晶性シリカについては、アメリカ労働衛生局(OSHA)からの格上げに関するノミネーションを受けて検討が開始された。

NTPは、次のようなステップで検討が行われる。まず「発ガン性物質レポートのためのNIEMS(国立環境衛生研究所)/NTP検討委員会」(RG1)、次に「発ガン性物質レポートのためのNTP実行委員会内の政府諸機関による作業部会」(RG2)、そして「発ガン性物質レポートのためのNTP科学顧問小委員会」で検討される。これらでノミネーションが妥当と判断されると、これを公開して広く意見を求める。そして、以上の勧告と寄せられた意見がNTP実行委員会にあげられ検討される。最後に、NTP理事長が、RG1、RG2、科学顧問小委員会、NTP実行委員会の4つのそれぞれの勧告を受けて最終決定を行う。

「(吸入可能なサイズの)結晶性シリカ」の「石炭その他の鉱物の採掘と採石、石工、ガラスと陶器の製造、およびサンドブラスト、研磨、研削に類する職業における曝露」を対象としての検討がおこなわれてきており、現段階で、RG1で9対0、RG2で5対2、科学顧問小委員会で11対1という投票結果により、3つのパネルで格上げが勧告されるに至っている。

一日も早い労災認定基準の見直しを

日本のじん肺肺がんの現行労災認定基準は20年以上前につくられたものである。確かにその当時はじん肺患者の肺がん多発、珪酸粉じんの発ガン性に関するデータは少なかったかも知れない。しかし、状況は全く変わっているのである。

基準の見直しは政府の責務であり、放置することは労災補償を受けるべき被災者の権利を奪うことであり、政府の裁量権逸脱という違法状態を続けることである。

福岡高裁で原告敗訴の不当判決を受けた大分じん肺肺がん訴訟が最高裁で係争中であり、各方面から破棄差し戻しを求める声が上がっているのは当然のことである。労働省は一日も早く認定基準見直すべきである。

■ 労災未認定患者への賠償、最高裁で確定

じん肺被災者への法定の労災補償制度は、管理3以下の合併症のない労災未認定患者に全く補償が行われないという大きな問題を抱えている。(法定合併症以外のじん肺関

連疾患についても対象とならないなど(じん肺肺がん問題はこの典型)他にも問題が多い。)

じん肺発生企業に対する損害賠償裁判においては時効の問題などとともに、この労災未認定患者への賠償が焦点のひとつになってきた。下級審判決や和解では、賠償対象とすることが一般的になっているが、最高裁での確定判決はなかった。長崎県伊王島炭鉱じん肺訴訟では、被告日鉄鉱業が福岡高裁で敗訴し最高裁に上告しその判断が注目されていたが4月22日、最高裁第1小法廷は日鉄鉱業の上告を棄却し高裁判決が確定した。この判決は労災未認定患者への損害賠償責任を認める初めての最高裁判決であり、労災未認定患者救済への道をさらに開くものとなった。同時に労災保険による法定補償改善の必要性に改めて目を向けるべきであることを示した。

じん肺被害は広く深い。国際的にも重要な課題である。安全衛生、労災補償対策の強化のためにさらに取り組みを進めていかなければならぬ。

(タテ)

1999年(平成11年)4月22日

木曜日

3版 12

長崎県伊王島町の旧伊王島炭鉱で働き、職業病のじん肺にかかった元従業員とその遺族三十三人が、炭鉱を経営していた日鉄鉱業(本社・東京)を相手取り、「会社はじん肺防止措置を怠った」として総額七億千五百万円の損害賠償を求めた長崎伊王島じん肺訴訟の上告審判決が二日、最高裁第一小法廷であった。大出駿郎裁判長は「元従業員は会社の安全管理義務違反でじん肺にかかる」として、元従業員は会社の安全管理義務違反でじん肺にかかる。

長崎・伊王島じん肺訴訟

原告側の勝訴確定

朝日(タ)

最高裁

つており、自らの責任を限定しようとすると会社側主張は失当だと判断し、会社側に四億五千円余りの賠償を命じた二審判決を支持し、日鉄鉱業の上告を棄却した。これにより原告側の勝訴が確定した。この裁判では、一審・長崎地裁と二審・福岡高裁のいずれも労災認定を受けない難症患者も救済の対象となるとの下級審としての初判断をして注目されたが、最高裁もその判断を支持することになった。二審判決は「当時は炭坑の粉じん作業でじん肺にかかることが予想できたのに、作業中に散水するなどして粉じんの発生を抑えた結果、粉じんマスクを着用したりしての義務を忘った」と日本鉄鉱業の責任を認定した。二審判決は難症患者にもしての義務を忘った」と日本鉄鉱業の責任を認定した。

1999年入管法改定に反対する!!

入管法違反取り締まり目的の改定

1997年4月、「集団密航」を中心にそれに関わる組織を取り締まる入管法改定がおこなわれたのに続いて、現在新たな改定がおこなわれようとしている。(今号がお手元に届く頃には、すでに改定入管法は成立しているかもしれない。)

1998年9月衆議院決算行政監視員会は、東京入国管理局、警察庁新宿警察の視察をおこない、「出入国管理法違反に係る課題の問題点」と題する文書を提出、その主要な点は以下の通りである。

- 1 外交ルート等を通じた不法入国取締り強化等に関する海外への協力要請の強化
- 2 ビザ免除協定を一時停止する等のビザ発給の厳格化
- 3 水際での取締り体制の強化
- 4 蛇頭等国際犯罪組織や本邦内の暴力団等の密航支援組織の実態解明と摘発強化
- 5 外国人の不法就労の防止策の徹底
- 6 収容施設等を含めた出入国管理体制の整備充実
- 7 外国人犯罪の取締り体制の充実強化
- 8 不法滞在、不法就労の防止策としての出入国管理法制の整備等。

見ての通り国際犯罪組織がらみの密航の取り締まりが中心となっている。「課題」の1, 3, 4, では密入国の予防のための相手国との協力や海岸線の監視体制の強化などが述べられている。しかし、より重要な問題

が、5「外国人の不法就労防止策の徹底」、6「収容施設等を含めた出入国管理体制の強化」の中で述べられている。この二項は、不法入国後に国内に在留する外国人の取り締りについて述べているが、そのための民間の協力の義務づけを検討するものである。5ではまず不法就労の防止のために、外国人を採用する際のビザ、パスポート確認の徹底や、情報提供を求めている。6では不法滞在の摘発への民間の協力体制の必要性、宿泊、入居の際のパスポートのチェックなど「人権に配慮しつつも適切に対処する体制」の検討が述べられている。

前回の入管法改定はまさに不法入国に関わる組織、個人を厳しく処罰できるようにしたものであったが、今回の改定は8「不法滞在、不法就労の防止策としての出入国管理体制の整備」で、前掲の5, 6とも関連して「不法滞在」と「不法就労」に焦点を当てたものである。

改定の内容

改定の内容は以下の三点である。

- 1 退去強制後の再入国期間の延長
「本邦からの退去を強制されたものについて本邦に上陸することができない期間を一年から五年に伸長するものとすること。(入管法第五条第一項第九号)」
- 2 再入国許可の有効期間延長
「再入国の許可の有効期間を一年を超えない範囲内から三年を超えない範囲内に伸長す

るもの。(同第二十六条第三項)」

3 「不法滞在罪」の創設

「不法入国者又は不法上陸者が、本法に上陸した後引き続き不法に在留するときは、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するものとすること。
(第七十条第二項)」

「家族の結合権」と「居住の権利」を脅かす改悪法案

以下に今回の改定の内容の解説と問題点を述べる。

■退去強制後の再入国期間の延長について

現行の入管法の第五条では「上陸の拒否」に関して取り決められており、この第一項第九号は上陸することができない外国人として「本邦から退去を強制されたもので退去した日から一年を経過していないもの」と定めているが、これを一年から五年に延ばすということである。日本に在留する外国人の中には当然のことながら日本滞在中に日本人や永住、定住する外国人と結婚し、家族を形成するものも多い。そういう外国人が、退去強制によって家族離散状態に追い込まれることも少なくない。現行の法律の元でも、退去強制後の速やかな帰国が許可されておらず、家族離散の状態が長期にわたっている家族が多くある。一年から五年への延長は、この問題をさらに拡大することとなる。これは、日本も批准している国際人権規約B規約の「家族を形成し、家族と共に暮らす権利（二三条二項）」などで明示されている「家族の結合権」を侵害するものである。

再入国許可の有効期間延長について

日本に在留する外国人が出国するとき、在留期間の満了日以前に再入国する場合は再入国許可を申請し、それを持って再び在留資格申請の手続きをすること無しに速やかに入国することができるというものだが、その再入国許可で再入国できる期間を一年から上限三年に変更するもの。この改定自体に問題はない。しかしながら、改定の問題を離れて説明を付け加えるのならば、この「再入国許可」という制度はかねてから問題になっているものである。許可を与えるかどうかは法務省の完全な裁量で、在日韓国・朝鮮人のような日本に生活基盤をおく外国人であっても、許可を受ける必要があり、帰国する権利を奪われる可能性がある。1998年11月に開かれた国際人権規約委員会の日本政府の第四回定期報告書に対する最終見解の中でも、同委員会は「主要な懸念事項と勧告」の一つに再入国許可制度を上げ、「日本で生まれた韓国・朝鮮人のような永住者については、再入国のために事前に許可を取得する必要性を取り除くことを強く要請」している。

■「不法滞在罪」の創設について

「不法滞在罪」とは次のようなものである。現行法では不法入国（即成犯、つまり入国・上陸の瞬間に犯罪が完了し、時効の計算が始まる）の時効が3年であるため、「不法入国者」は3年を超えて滞在すると、不法入国罪については刑事処罰を免れる。そこで、不法入国後、日本に在留していること自体を「不法滞在罪」（継続犯、つまり日本にいる限り犯罪を継続しており、時効にならない）とすれば、刑事罰の対象にできる。

日本という非常に法律遵守に重きを置く社会では、「法律違反イコール悪質な犯罪者」という論調がまかり通り、不法滞在などの実害のない法律違反についても、容易に犯罪者のイメージと結びつけられ、権利を主張することなどとんでもないと考えられる。しかし、国際的には異なった考え方がある。違法に在留する外国人であっても、時と共に居住する社会との関わりが深まり、定着性が強まっていく。そこで、「居住の権利」が発生するというものである。移住労働者条約などで定期的な合法化政策「アムネスティ」を勧めているのはこういった考えに基づいている。実際、諸外国ではアムネスティ政策がおこなわれている。この法律改定で刑事罰の対象となるのは、滞在が長期化して定着性を強めた外国人である。例えば、結婚して家族を形成していたり、日本で生まれ、日本社会で育ってきた子どもを持つ外国人家族ではないだろうか。

■ 「不法滞在助長罪」創設の可能性

それぞれ以上のような問題点があるが、特に「不法滞在罪」は非常に重大な問題がある。この改正は、時効に係る3年以上滞在する不法入国者を刑事罰に処するためのようだが、実際のところ現行のままでも、入管法とは別に外国人登録法違反で刑事罰の対象となっている。今回あえて「不法滞在罪」を創設するのは、やはり社会的な締め付けの意味の方が強いのではないだろうか。最初にあげた「課題」の5「外国人の不法就労防止策の徹底」6「収容施設等えお含めた出入国管理体制の整備充実」の内容にあった「外国人就労者採用時のビザ・パスポート確認の徹底」「宿泊や入居の際のパスポートチェック」を思い出してもらいたい。「不法

滞在」に犯罪的イメージを伴わせ、「不法滞在罪」を犯す外国人を社会からあぶり出すことを目的としている可能性がある。それを裏付ける根拠として、「課題」のたたき台として以前に提出された文章では、「不法滞在助長罪」の創設が盛り込まれていた。97年の改定で創設された「不法入国者の藏匿・隠避」に対する罰則規定でも、あきらかに「不法入国者」のみではなく、彼らに関わる者、関わろうとする者を刑事罰で萎縮させようとする狙いがあった。今回は、民間人にまでビザの確認を義務づけ、仕事を奪いアパートやホテルから放り出そうというのである。

困ったことにこういったやり方は効果があるようである。「不法滞在」の前に行政は人権救済を躊躇し、医療関係者が患者を通報する例も後を絶たない。これらの外国人に対して、さらなる権利侵害がおこなわれるだろう。

98年3月に労働省、法務省、警察庁の三省庁が「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」で各地の警察、入管、労働基準監督署が合同で積極的な摘発活動を行うなど緊密な協力を図っていくことを決めたことも思い出される。我々の取り組む労働安全衛生の面でも、行政や使用者側が外国人労働者の「不法滞在」を理由に救済を怠ったり、権利を侵害することのないように目を光らせておかなければならぬ。ましてや救済を求めてやってきた外国人が監督署や市役所によって入管に通報されることなどもってのほかである。外国人支援者側としては、このような入管法の「改悪」に反対し、また改定成立後も(反対運動にも関わらず、近々成立するのは確実)、社会に対して人権救済を第一に呼びかけていきたい。

ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

その8

所沢の野菜が売れなくなった

2月のニュースステーションの報道が引き金になり、埼玉県所沢市周辺で生産された野菜がまったく売れなくなりました。通称「くぬぎ山」と呼ばれる地域には約50基の産業廃棄物の焼却炉が林立しています。この間、厚生省、環境庁だけでなく、通産省も加わりダイオキシン類の発生源の見直しが行なわれ、表1に示すように多くの作業現場から焼却や高熱作業によって発生していることが確認されています。

労働者はハイリスクグループ

ダイオキシン類の発生源が多様しているとはいえ、その大半が廃棄物の焼却によるものであることには変化がありません。清掃労働者はダイオキシン暴露に関してハイリスクグループであることは確かです。今まで、ダイオキシン類の微量分析が難しかったため、ほとんど調査がなされていませんでした。図に示す摂南大学の宮田先生の毛髪分析で焼却工場作業員が対照と比べて、約4倍毛髪中のダイオキシン類濃度が高いことが示された程度です。

大気汚染防止法や廃棄物処理法における排ガス中のダイオキシン規制などダイオキシン対策の進行のなかで、労働省は昨年7月通達をだし、労働現場におけるダイオキ

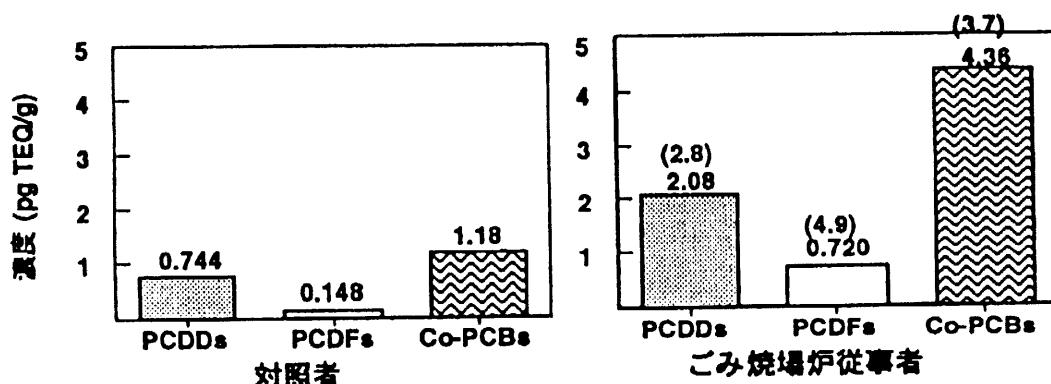


図 対照者とごみ焼却施設従事者における毛髪中のダイオキシン類濃度
() 内の数字は対照者に対する倍率

(宮田による)

表1 我が国におけるダイオキシン類排出量の推計 (g-TEQ/年)

| 発生源 | 1990 ¹⁾ (構成比%) | 1997 (構成比%) | 1998 ⁵⁾ (構成比%) |
|---------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 都市ごみ焼却 | 3,100-7,400 (79.5-88.5) | 4,300 ²⁾ (82.7-85.3) | 4,300 (79.8-82.2) |
| 有害廃棄物焼却 | 460 (5.5-11.8) | 460 (8.8-9.0) | 460 (8.5-8.8) |
| 医療廃棄物焼却 | 80-240 (2.1-2.9) | 80-240 (1.6-4.6) | 80-240 (1.5-4.5) |
| 下水汚泥焼却 | 5 (0.0) | 5 (0.0) | 5 (0.1) |
| 製鉄・鉄鋼 | 250 (3.0-6.4) | 190 ³⁾ (3.7-3.8) | 190 (3.5-3.6) |
| KP回収ボイラ | 3 (0.0) | 2 ³⁾ (0.0) | 2 (0.0) |
| 紙パルプ(スラッジ) | 2 (0.0) | 3 ³⁾ (0.0) | 3 (0.0) |
| 木材燃焼プラント | 0.2 (0.0) | 0.2 (0.0) | 0.2 (0.0) |
| 自動車排ガス | 0.07 (0.0) | 0.07 (0.0) | 0.07 (0.0) |
| 晒工場排水 | | 0.4 ³⁾ (0.0) | 0.4 (0.0) |
| 農業製造 | | 0.06 ⁴⁾ (0.0) | 0.06 (0.0) |
| 塩化ビニル製造業 | | | 0.994 (0.0) |
| セメント製造業 | | | 1.86 (0.0) |
| 焼結工程 | | | 118.8 (2.2-2.3) |
| 鋳鍛鋼製造業 | | | 1.4 (0.0) |
| 銅一次製錬業 | | | 4.0 (0.1) |
| 鉛一次製錬業 | | | 0.05 (0.0) |
| 亜鉛一次製錬業 | | | 0.3 (0.0) |
| 銅回収業 | | | 0.05 (0.0) |
| 鉛回収業 | | | 1.0 (0.0) |
| 亜鉛回収業 | | | 33.6 (0.6) |
| 貴金属回収業 | | | 0.02 (0.0) |
| 伸銅品製造業 | | | 5.316 (0.1) |
| アルミニウム合金製造業 | | | 15.7 (0.3) |
| アルミニウム圧延業 | | | 1.90 (0.0) |
| 電線ケーブル製造業 | | | 1.89 (0.0) |
| アルミニウム鋳物ダイカスト | | | 0.21 (0.0) |
| 電気業:火力発電 | | | 2.4 (0.0) |
| 合計 | 3,900-8,360 (100.0) | 5,041-5,201 (100.0) | 5,230-5,390 (100.0) |

1998年11月の通産省試算によるもの。

1) 平岡正勝京都大学名誉教授による試算値

2) 平成9年1月厚生省試算値

3) 平成9年5月通商産業省試算値

4) 平成9年4月環境庁試算値

5) 塩化ビニルは平成10年11月通商産業省試算値

シン類の管理濃度を示すとともに、作業環境測定の実施を義務づけました。「ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について」(平成10年7月21日基安発第18号)では作業環境評価のための管理濃度として2.5 pg-TEQ/m³を示しました。

労働者の耐容一日摂取量と管理濃度の考え方

ダイオキシン類を一日あたりどれくらい摂取してもよいのかという我慢値として、TDI(耐容一日摂取量)が定められていますが、厚生省は1996年に10pg-TEQ/kg/dayという非常にゆるい基準を定めています。

環境庁は1997年に健康リスク評価指針値として、安全率を2倍見込んだ5 pg-TEQ/kg/dayを定めています。また、WHOヨーロッパ事務局は昨年5月にダイオキシン類の安全評価を見なおし、環境ホルモン物質としてのかく乱作用を考慮し、1~4 pg-TEQ/kg/dayを提案しました。日本でもこの値を参考に一般人のTDIの見なおし作業が進められています。労働省は一般人のTDIを参考にしながら、子供など含まれない健康な成人である労働者の許容濃度としては一般人よりも10倍程度濃度が高くてよいという考えを踏襲しながらも、WHOヨーロッパ事務局の提案値を参考に、安全率を含んで労働者の1日あたりの耐容1日摂取量を5 pg-TEQ/kg/dayとし、今までの環境庁の調査で食事からのダイオキシン類の摂取量が約3.5 pg-TEQ/kg/dayであることを考慮し、労働によるダイオキシン類の許容摂取量を1 pg-TEQ/kg/dayとしました。この考え方は

WHOの提案値を先取りしており、評価に値すると思います。

今回の通達ではこの労働者における耐容1日摂取量をもとに、人間の呼吸量を1日あたり約15 m³と仮定し、労働時間を8時間とした場合、運動強度を考慮して労働時間中に約10 m³を呼吸するとして、標準体重50 kgの労働者の場合、

管理濃度を $1 \times 50 / 10 \times 1/2 = 2.5 \text{ pg-TEQ/m}^3$ と提案しています。

最後の1/2は安全係数として2倍を見こんでいます。この値はドイツの労働現場の技術的管理濃度50 pg-TEQ/m³と比較してもかなり低い濃度です。

参考までに表2は廃棄物研究財団による清掃職場の作業環境測定値ですが、管理濃度を超える職場があることを示しています。この管理濃度は排ガス濃度から比較すれば1000分の1から10000分の1程度です。また、環境庁が実施している大気中のダイオキシン類濃度測定結果の最高値が1.3 pg-TEQ/m³であることからすれば、清掃職場では管理濃度を超える場所や作業がある可能性が高いと考えられます。

環境測定結果の公表を

労働省はこの管理濃度をもとに、清掃職場でダイオキシン類の作業環境測定を実施するように指示しました。ただし、ダイオキシン類の測定には高額の分析費用がかかるため、また分析機関も少なく実施が困難なことも考慮して、一度測定すれば並行測定で求めた総粉塵量から求めた変換係数で推

表2 作業環境中のダイオキシン類濃度測定例

[単位: pg-TEQ/Nm³]

| 炉の種類 | 全連続炉 | 全連続炉 | 准連続炉 | 機械化バッチ炉 |
|-------------------|----------------------|------------------|-----------|---------|
| 能 力 | 200t/日×2 | 200t/日×3 | 47.5t/日×2 | 40t/日×2 |
| 作業環境 | 中央制御室前 0.20 | | | |
| | 燃滓冷却水槽落 下口付近 0.27 | | | |
| | | 炉室 0.70 | | 炉室 8.64 |
| | | 落じんコンベア 室 1.8 | | |
| | | | 通路 0.69 | |
| | | | 上部換気口 1.1 | |
| ごみ焼却施設周辺の 一般環境 | 0.19 | 1.0 | 0.23 | 0.62 |

(脚) 廃棄物研究財団による。

定してもよいとしています。

作業環境中のダイオキシン類の発生源が飛灰か主灰(燃えがら)かによって濃度の差が100倍ぐらいあります。燃焼状態等によって高濃度の飛灰でも10倍くらい濃度に差があることはよくあります。1回の測定結果からダイオキシン類と総粉塵の変換係数を求めるることは困難だと考えます。

労働者の安心を得るためにきちんとしたダイオキシン類の作業環境測定を実施し、その結果を公開する必要があると思います。

(つづく)

前線から

5年目の労災請求に支給決定 時効運用の問題点浮き彫り

豊中

本誌11・12月号で報告した左大腿切断後に相談にこられたAさんの労災請求に對して淀川労基署は3月末に業務上災害と認定し、休業及び療養補償給付を支給した。

Aさんは豊中市今在家にある藤川金属工業（株）でアルミニウム加工の仕事に従事していたところ、93年8月鋼材のアングルのかどに左足むこうずねをぶつけて出来た傷がもとで慢性骨髄炎となつた。以後、重量物を取り扱ったり、長時間の立ち仕事はとても無理、當時患部から浸出液がにじみ出てくる状態だった。昨年、治療に専念するために入院、やむなく大腿切断するに至った。

ところが、事故当時、会社が「労災保険に入っていない」と彼の件を放置していたことと本人も労災の知

識が不足していた等のため労災請求をしていなかつた。会社が労災保険加入手続をしていないと労災保険給付が受けられないものなのだと、会社も大阪市大病院の主治医も「誤解」していたことが放置された大きな原因となつたようだ。窮したAさんは昨年秋に大阪弁護士会の無料法律相談に行き安全センターを紹介され相談にこられたのだった。時効を止めるために安全センターに来られたその日に管轄の淀川労基署に請求手続をおこなつた。

社長は安全センターと労基署の説明を聞いてすぐに労災保険加入手続をおこなつた。（もちろん仮にあくまで会社が加入手続を拒否しても労災請求できるし給付も支給される。）

労基署は休業補償については昨年1月の入院時から

は全部休業を認め、それ以前については通院日について休業を認めた。また、切断後昨年12月末に症状固定しており、併せて障害補償の請求も行っている。障害4級と認定される見通しだが、Aさんは10歳当時左脛骨骨腫瘍（良性）の骨移植手術を受けており、これによる既存障害との調整の上支給決定される予定だ（たとえば、既存障害として膝関節の機能に障害をもつていた（12級、156日分の一時金）ところに、膝関節以上で切断（4級、213日分の年金）となった場合は、「加重」の取り扱い規定により、213日から156日の25分の1を差し引いた年金額が支給される。既存障害は原因の如何を問わない。）。

労災保険における時効はたとえば休業補償は2年であるが、行政内部でも「事故当日から2年で時効」と勘違いしている人がいるようだ、Aさんの場合も家族が労基署に相談を行つた時にもそう説明をされたそうである。Aさんの場合も時効で請求権が消滅している

とみなされた部分があった（労基署に請求手続きした日の前日の2年前のその日以前の期間）。しかし、会社が労災保険加入手続きを怠っていて「労災保険に入っていないよ」と言われ

て請求をあきらめてしまった労働者にまでこの時効の規定を適用するのは不公正である。

こうした問題はAさんだけの問題ではない。

未加入時だけでなくとか

く問題の多い時効の運用について、被災労働者の立場を尊重した取扱いに改善するよう今後労働行政に対しで強く要求していきたい。

社保扱い強要の労災隠しに抗議 当たり前の出来ない会社

RINK

兵庫

食品包装用のポリスチレンなどのシートを製造している新日本化成（兵庫県青垣町）に家族と共に働いていたボリビア青年のBさんは昨年8月下旬、プラスチック原料混合機の蓋の開閉誤操作で左手親指をはまれ骨折した。会社は社会保険を使うように指示し、自己負担分を会社負担していた。会社は社会保険に傷病手当金を申請するため自宅での事故であると書面に書くように家族に言つたため、家族は不正になることを懸念、また、労災扱いするべきだと考えたことからRINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）に12月に相談にこら

れた。

ほどなくRINKの担当者と安全センターで会社に赴いた。労災扱いについては会社はしぶしぶ了承したのだが、その会社担当者は交渉の前日、Bさん達の自宅にきて会社の言うとおりしないなら首にすると言いたい放題していたのであった。会社に愛想をつかしたBさんたちはそろって会社をはなれることになるのだが、会社は退社時になくなつた物品の弁償がどうのこうのと難癖をつけ、Bさん以外の家族の賃金を未払いにしたまま、労災請求の手続きも遅延させ、2月になつても労災補償給付が完了しないという事態となつた。

管轄の西脇労基署と話し合い、3月上旬に西脇労基署で本人、RINK、安全センター、会社、労基署そろっての話し合いが設定された。会社は労災隠しをしていたこと、学齢者を就労させていたことなどを厳重注意され、労災補償に関する手続、障害認定の調査も一括してこの日決着がついた。会社の「難癖」を黙らせ、未払い賃金も受け取つた。この日交渉のあと、かかっていた地元の病院にまわつて書類を整えた上提出し3月末までにすべての給付が完了した。障害等級は左手第1指の用廐で10級と認定され、残念ながら重症の障害が残つた。

会社として当たり前の責任をきちんと果たしてもらいたいものだ。

いったんやめたが、 1年後に労災請求

生野

97年3月に生野区内の
プレス加工会社Ｋ社に勤務
していたＹさんは、ホイスト
作業中に左手中指第一関節
を挟む事故にあり、末節骨
を骨折し療養・休業を余儀
なくされた。

社長に「労災は使いたく
ない。社会保険で行ってく
れ」と言われてそうしたの
だが、退職も強要されたた
め、安全センターに知人と
相談に来られた。労災扱い、
解雇予告手当などを要
求することを申し合わせて
社長との交渉に臨んだが、
あまりの社長の態度にいた
たまれなくなったＹさんは
休業補償程度の一時金を
払ってくれたらいいと妥協
して労災扱いを引っ込んで
しまった。意外な成り行き
にかかわった者としてはい

ささか呆然であった。

ところが1年以上たって
からまたＹさんから「やは
り障害補償を請求したい」
という電話がかかってきた。
前回の経過から今度は
自分をしっかりもって、で
きることは自分でがんばっ
て下さいと約束し、助言を
することにした。

改めて会社社長と連絡を
とってもらったところ案の
定「いまさら何を」という
まともな態度であった。会社が加入してい
るらしい在日朝鮮人団体の
事務所で団体の役員、社長
と会うことになった。安全
センターもこれには同行し
た。ことは事務的に障害補
償請求書の会社証明と、賃
金明細の証明をしてもらえ
ばよかったです、そう述べ

ると、会うなり社長は本人
に説教をはじめるし、団体
役員からは「当時渡した一
時金を返せ。治療費、休業
補償も全部はじめから労災
で請求する」と高飛車に迫
られた。休業補償分はすで
にもらっているのでその必
要はないでしょうと下手に
でも聞く耳をもたないと
いう状態のため席を立つた
のであるが、あとで冷静に
なったのか結局はこちらの
いうように事務手続に協力
が得られた。中央労基署に
請求後ほどなく14級の認
定を受けた。

このケースも会社が労災
扱いを嫌った労災隠しに端
を発したケースだ。いきさ
つはいろいろだが障害補償
を請求していないという相
談も珍しくない。障害補償
は時効が5年であるのであ
とから相談があっても解決
できることが多いのは不幸
中の幸いではあるが。

た。

研修会には安全衛生委員
会からここ3年間の公災、
通災の発生状況が資料で配
付された。この資料をみると、
ステップ乗車にからむ
事故が繰り返し発生してい

公務災害の予防対策で研修会

摂津市環境センター

摂津

摂津市環境センターにお
いて当局主催の安全衛生研
修会が3月31日行われ

「公務災害の予防対策に
について」と題して安全セン
ターの片岡が講師をつとめ

ること、パッカーへの投入時の事故も同様であることなどがわかる。また、交通事故として発生している事故では1件で複数の労働者が被災しており、交通災害への対策が重要であることもわかる。被災者の年齢分布などについても分析されていたが年齢のかたよりはないようで、ベテランだからとか経験が浅いからといったことは事故の発生と

は関連が薄いことがうかがえた。重要なことはこうした統計を対策に活用することである。

公災発生予防に重要なポイントは、労働者の注意力への依存度を減らし、設備面、環境面の対策を重視することである。ただ、その補完として保護具の活用も忘れてはならない。最近発刊されたJICO「人間工学チェックポイント」（労働

科学研究所刊）の中の「個人用保護具」の項をテキストにこの点を学習した。

最後に人間工学的視点から職場を見直すきっかけとして、この本に添付されている「人間工学チェックリスト」の記入を全員で行った。アクション型のチェックリストへの疑問も出されだが、参加者はあおむね熱心に自分の職場を想定して記入していた。

上肢作業障害労災認定基準に対する見解を検討

5月学会で最終決定へ

日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会 京都

表記研究会が4月3日に京都で開かれた。午前中は「上肢作業に基づく疾病の認定基準」に関する研究会見解の案文が検討された。昨年案文を公表し意見を募ってきており、それをふまえた修正案が世話人から示された。「見解」は認定基準を医学的根拠のない量的基準によっていると批判しているが、ではどのような基準であるべきかについて書き加えられたり、労災認定情報の情報公開の必要

性についても言及されるなど、かなりの修正が入れられた案文であった。

そのためもあってか、この日の研究会では一致した了解が得られず再度5月の産衛学会での研究会における最終案が作成されることになった。

午後は「最近の頸肩腕障害発生職場」に関する5題が報告された。岡山県のブロイラー解体工場での頸肩腕障害、指曲がり症（4症例）を道端達也医師（水島

協同病院）が報告した。職業性の発生だと判断し労災請求したが、労基署は上肢作業障害の認定基準によつてすべて不支給とし、審査請求も棄却され、現在、再審査請求を検討中のことだった。現行認定基準に大きな問題があることを端的に示す事例だった。

駅弁調理作業者に急性発症した手根管症候群、右第4指腱鞘炎の女性について宇土博医師（広島大医衛生）が報告した。1日6時間のパート駅弁調理作業に従事しており、実測データを元にした分析から焼き網のたわし洗浄作業などが大きな負担要因になったのではないかということだつ

た。現在、労災請求中とのことである。そのほか、クーラー製造過程での「カ

しめ作業」で発生した上肢作業による障害例、マウス操作のやりすぎによる第2

指腱鞘炎などが報告された。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント

35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報や工夫・知恵を満載

- ◆ユーザーのためのチェックポイント 35
- ◆メーカーへの10の注文
- ◆HO(ホームオフィス)への5つの提案
- ◆学校教育への5つの応用
- ◆こどもへの7つの注意

[著者] 酒井一博
(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 2ビル5階
TEL (03)3636-3882/FAX (03)3636-3881
E-mail : joshrc@jca. ax. apc. org
<http://www.jca. ax. apc. org/joshrc/>

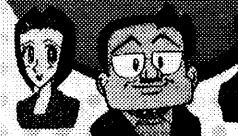
[ご注文・お問い合わせ先:書店でもお求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL 06-943-1527 FAX 06-943-1528

心とからだに優しい
パソコン活用ガイド

チェックポイント 35



疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための
情報や工夫・知恵を満載

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円
(送料別)

3月の新聞記事から

- 3/3 中央環境審議会の地球温暖化対策に関する基
本方針小委が原子力発電の推進を盛り込む報告書。
- 3/4 大阪南労基署が安田病院グループの大坂円生
病院で、97年の冬の夜勤中に脳梗塞で倒れ、右半
身まひなどの後遺症が残った元ヘルパーの女性を
労災認定していたことがわかった。夜は看護婦が
あらず、ヘルパー2人で28人の患者の世話をして
いた。夜間は暖房も切られており、仮眠室がない
ため廊下の長椅子で毛布をかぶって仮眠を取って
いたため、毛布からると寒気がした。監督者は、
作業環境の「寒暖の差」を持病の高血圧の悪化の
原因として、労災を認定した。
- 3/8 住友金属和歌山製鉄所で吸水管の耐圧テスト
中に接続部が破裂、下請け作業員3人が風圧で吹
き飛ばされ、1人が重体になり翌日に病院で死亡、
2人が骨折などの重傷を負った。
- 3/12 85年1月に自殺したプレス工の妻が、夫の自
殺は過労が原因でうつ病が悪化したための労災と
して、長野県の大町労働基準監督署を相手取り、遺
族補償給付不支給処分の取り消しを求めた行政訴
訟で、長野地裁は妻の主張を認める判決を言い渡
した。自殺した飯島盛さんは、1984年頃からうつ
病となり、プレス課の責任者になったうえ深夜ま
での残業が続きうつ病が悪化し首つり自殺した。
- 3/13 大阪市住吉区で解体中の鉄筋4階建てビルの
3、4階部分の壁が突然倒れ、解体工事会社社長
のドイツ人フリードリッヒ・ヴィルヘルム・ラモッ
テさんが下敷きになり、4時間後に救助されたが頭
などを強く打ってすでに死亡していた。
- 3/15 宝塚市の菱池で小学1年生男児があおれてい
たのをかけつけた宝塚市消防署救急隊の戻野正夫
隊長ら3人が池に飛び込んで救助したが、隊長は
行方不明ののち4時ごろ発見され病院で死亡。
- 3/20 東京労働基準局は地下鉄サリン事件のため心
的外傷後ストレス障害(PTSD)が後遺症で残ったた
として、東京都内の20歳代と50歳代の女性2人を
労災障害等級14級に認定した。
- 3/21 ドイツ西部のノルトラインヴェストファーレ
ン州デュイスブルグの廃棄物処理工場で15日夜に
あこったフィルター故障の事故でダイオキシンを
高濃度に含むじん灰1トンが排出されたが、会社
側は事故2日後に環境庁に指摘されるまでダイオ
キシンの報告をしてあらず、地方検察庁も大気汚
染の疑いで工場責任者を捜査。
- 3/24 1988年2月に脳出血で死亡した茨城新聞出版
センターの編集社員の妻が、夫の死は「過労が原
因」として水戸労働基準監督署の労災保険不支給
決定の取り消しを求めた裁判で、水戸地裁は妻の
訴えを認め不支給処分を取り消す判決。
- 3/24 京都下労働基準監督署は伏見区の建設会社
「トーヨー」と同社の現場班長を、昨年9月25日に
起こった女性従業員の転落死亡事故について、労
働安全衛生法違反の疑いで京都地検に書類送検。
従業員は山科区のマンション新築現場で荷揚げ作
業をしていて高さ11㍍の作業台から3.9㍍下の屋
上に転落、安全帯使用など危険防止措置を怠った。
午後2時10分ごろ、京都市左京区の民家新築
工事現場で隣家のブロック塀が12㍍にわたって崩

れ、水道工事会社社員2人が下敷きになった。約
20分後に助け出されたが1人は胸部打撲で死亡、
もう1人は左足骨折などの重傷。

- 3/26 労働省は、大阪府能勢町のごみ焼却施設「豊
能郡美化センター」の従業員の血液中から脂肪1
グラム当たり最高で806ピコグラムのダルメシヤを検
出したと発表。国内最高値で平均値も85ピコグラ
ムと通常の約4倍。作業中に汚染された粉じんを
吸い込んだことが原因と見られる。元従業員2人
がダルメシヤによる業務上の疾病を発症したとして、
淀川労基署に労災請求。

「らい予防法」で強制隔離され人権を侵害
されたとして、東日本の国立ハンセン病療養所の
入所者ら21人が、国に謝罪広告の掲載や24億1500
万円の損害賠償を求めて、東京地裁に提訴した。29
日には熊本地裁でも提訴。

秋田県が食糧費・旅費関連文書の内44部署以
上にまとがって計1万8600件の文書隠しや虚偽文
書公開をおこなったとして市民グループが県に対
して損害賠償を求めた訴訟で「不正を隠すための
悪質な行為」と約90万円の支払いを命じる判決。

政府は民間の有料職業紹介の原則自由化など
が盛り込まれた職業安定法改正案を閣議決定した。
3/27 昨年10月に大阪府があこなった豊能郡美化セ
ンターから半径500㍍以内の住民36人と府立能勢
高の教職員8人、生徒5人の計49人の血液中のダ
ルメシヤ濃度の調査の結果がまとまった。平均値は通
常の血液脂肪1グラム中20から30ピコグラム程度
で、住民の健康に影響はないとの結論。また、労
働省が同センターの関係従業員に実施した血液中
のダルメシヤ濃度調査結果の個人説明会開かれた。

3/28 大阪南労基署が、96年の正月休み明けに脳こ
うそくで倒れた元建設会社員矢野純一さんを発病
時期が激務の続いた約9ヶ月前として休み明けの
発症でも労災認定していたことがわかった。矢野
さんは1995年3月に27日勤務し、そのうち11日
は午前8時から午後5時の通常勤務後に、午後11
時から翌午前4時の夜勤をこなし、6月7月も26
日勤務するなど激務が続いた。4月ごろからは肩
のしびれなどを訴え通院していたため、監督署は
脳こうそくの発症時期を95年4月ごろと判断、98
年6月に労災認定した。

3/29 大阪府堺市は、堺市石原町のごみ焼却施設
「クリーンセンター東工場」の旧炉わきの土壤から
国の暫定指針値の11倍の1グラム当たり1万1000
ピコグラムのダルメシヤを検出したと発表。今後従業
員約15人の血液検査もおこなう。

滋賀県信楽町で91年5月に起きた信楽高原鐵
道事故で遺族23人が信楽高原鐵道とJR西日本に総
額11億3600万円の損害賠償を求めた裁判でJR西
日本の過失を認定、同社と高原鐵道の共同責任を
指摘、総額5億152万円の支払いを命じる判決。

3/30 総務省が発表した労働力調査によると、2月
の完全失業率は前月比で0.2ポイント上昇し4.6%
となり1953年以降最悪となった。

3/31 東北電力女川原発1、2号機運転差し止め裁
判控訴審で判決仙台高裁が控訴を棄却した。

腰痛予防に腰部保護ベルト—**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



| 種類 | 型 | 色 | サイズ | S | M | L | LL | LLL |
|--------|----------|--------------------|------|-------|-------|-------|--------|---------|
| らくようたい | 男 DR-1G | 黒/白 | ウェスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 DR-1L | 黒/白 | ウェスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | — |
| リリーフ | 男 リリーフ G | グレー・ブルー -(ツートン) | ウェスト | 72-80 | 80-88 | 88-96 | 96-104 | 104-112 |
| | 女 リリーフ L | ベージュ | ウェスト | 56-64 | 64-72 | 72-80 | 80-88 | — |

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅山支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

| | |
|---------------|--|
| 1部 | 200円 |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部 3,000円 |
| " | 2部 4,800円 |
| " | 3部以上は、1部につき2,400円増 |
| 会員購読料 | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増 |

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259